

令和元年度第2回水道事業運営審議会

水道料金改定（案）について【審議】

令和元年7月26日（金）
行田市 都市整備部 水道課

前回審議事項【第1回振返り】

事業者名	口径or用途	基本水量の有無	従量料金	料金算定方式
(現行) 行田市	用途別	基本水量あり (10m ³)	逦増型	損益収支方式
※算定要領 (手引き)	口径別	基本水量なし	均一制	損益収支方式
(改定案) 行田市	口径別	基本水量あり	逦増型	損益収支方式

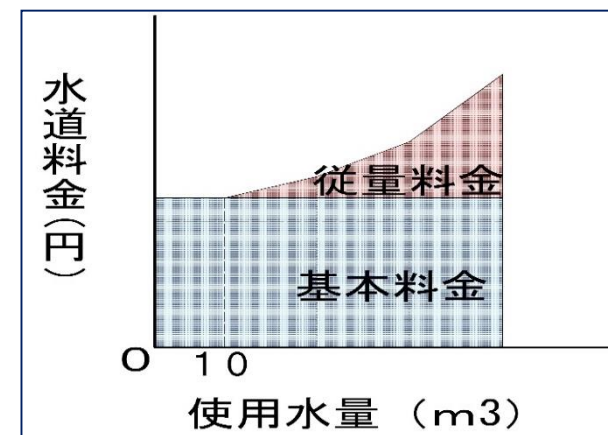
■ 経営戦略を踏まえた確認事項【了承】

- 1) 料金の**目標水準** **12%UP** : 経営戦略で20年間の試算結果
(1年当たり約1億5,000万円の収入増)
- 2) **料金算定の期間** **5年** : 令和2年度～令和6年度までの総括原価 (総費用) を試算

■ 新たな料金体系を試算するため、事前に決定すべき要素

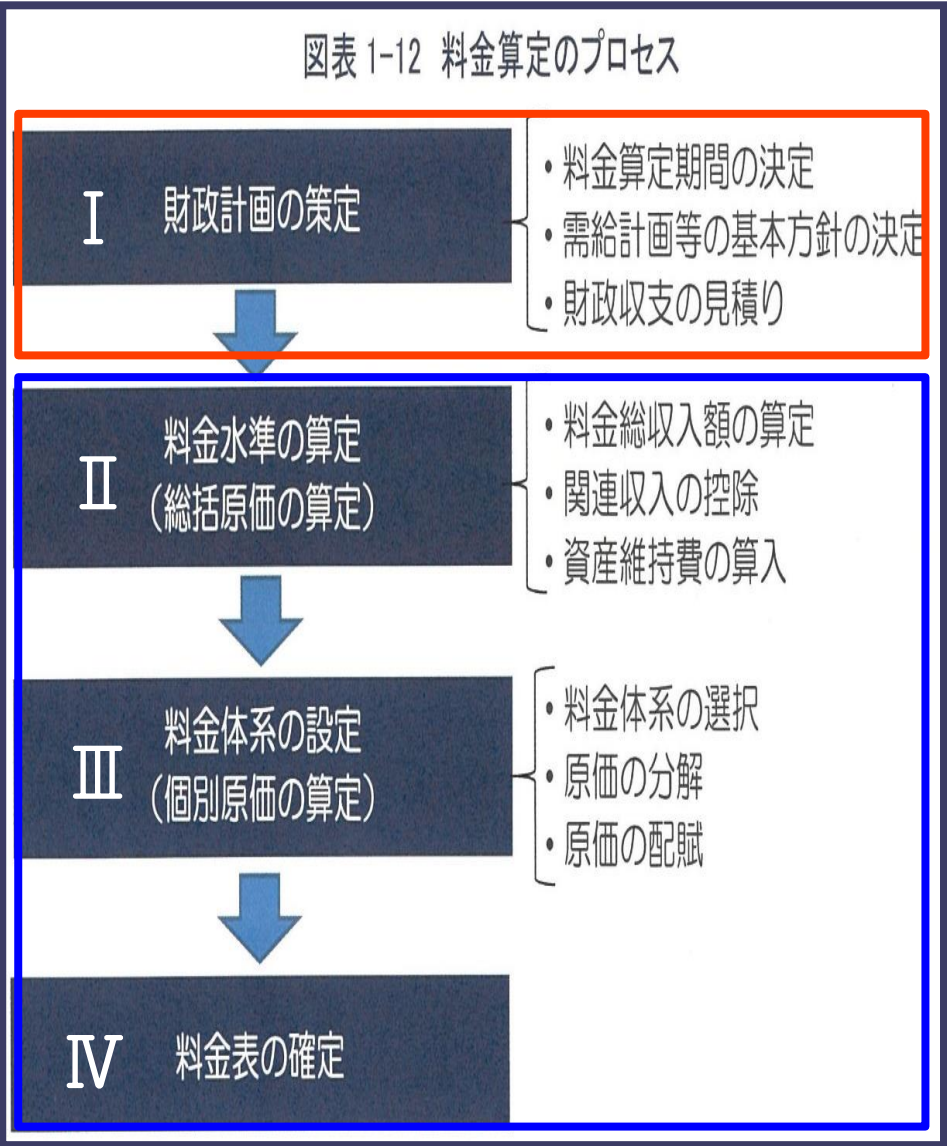
- 1) 口径別or用途別 ⇒ **口径別**【決定】
個別原価方式の要請と現在、全国的に移行
- 2) 料金算定方式 ⇒ **損益収支方式**【第2回で案を示し検討】
個別原価方式の要請と全国的な採用が多数
- 3) 基本水量の有無 ⇒ **有り**【第2回で案を示し検討】
少量利用者への配慮から段階的な見直し
- 4) 従量料金区画の有無 ⇒ **逦増型**【第2回で案を示し検討】
少量利用者への配慮から段階的な見直し

■ 料金体系イメージ (【新】料金体系)

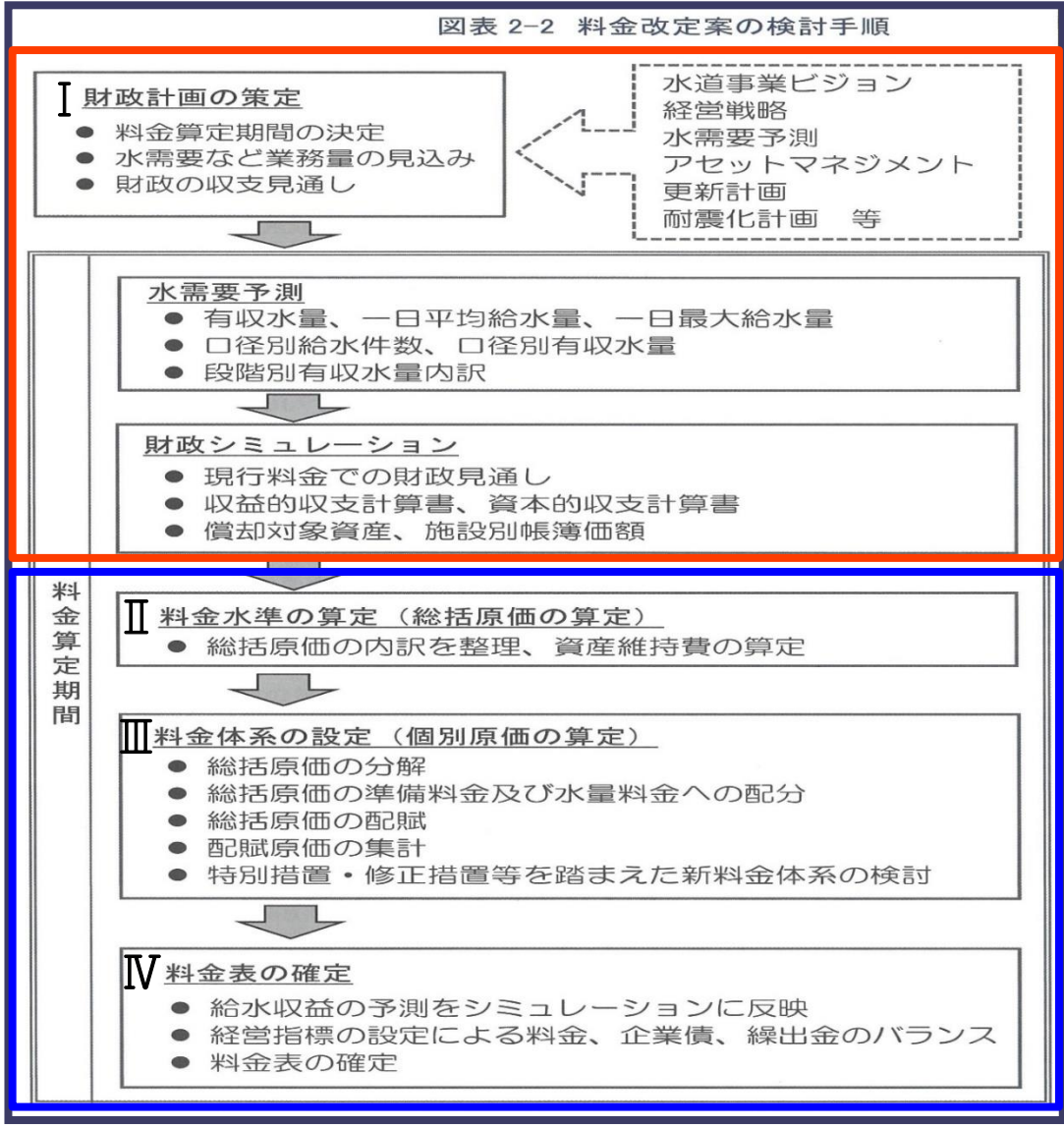


水道料金算定の流れ【第1回振返り】

図表 1-12 料金算定のプロセス



図表 2-2 料金改定案の検討手順



■ 赤枠内は、第1回確認事項

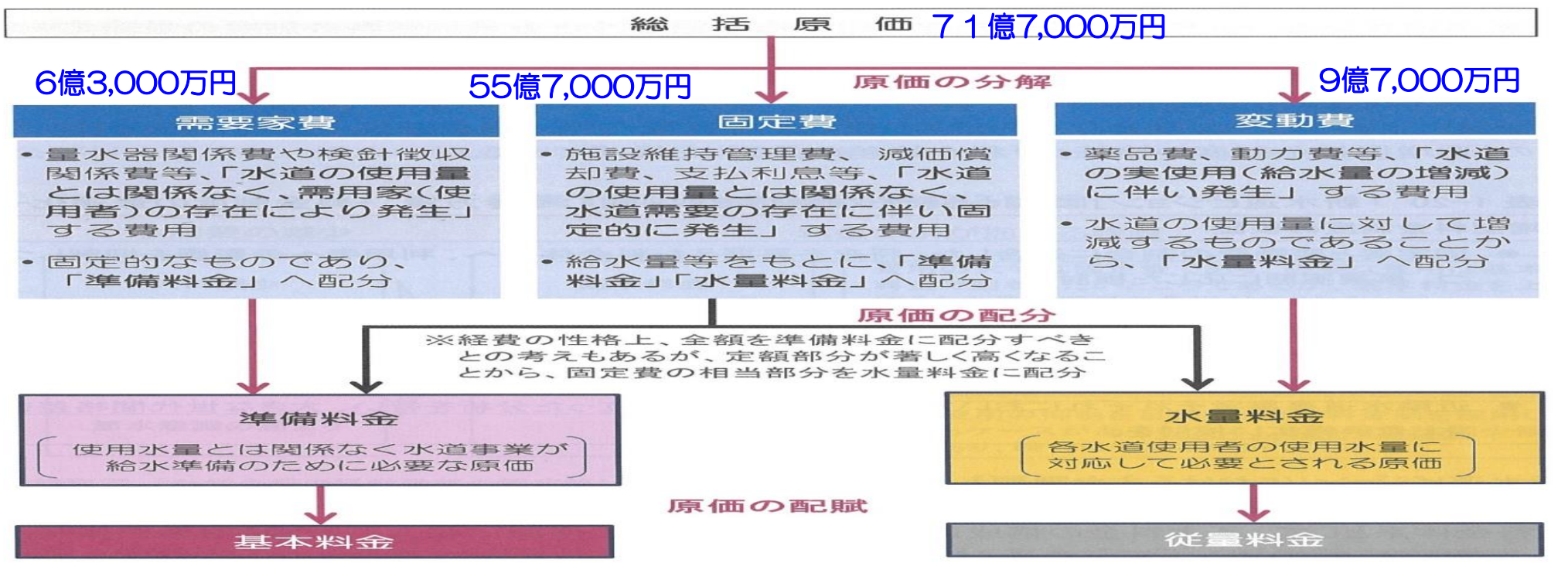
■ 青枠内は、今回審議事項

出典：水道料金改定業務の手引き

総括原価の算定【プロセスⅡ・Ⅲ】

- **総括原価＝料金算定期間（5年）における料金総収入額** 出典：水道料金改定業務の手引き
- 「経営戦略（平成30年4月～）」を基本に、改めて総括原価を試算

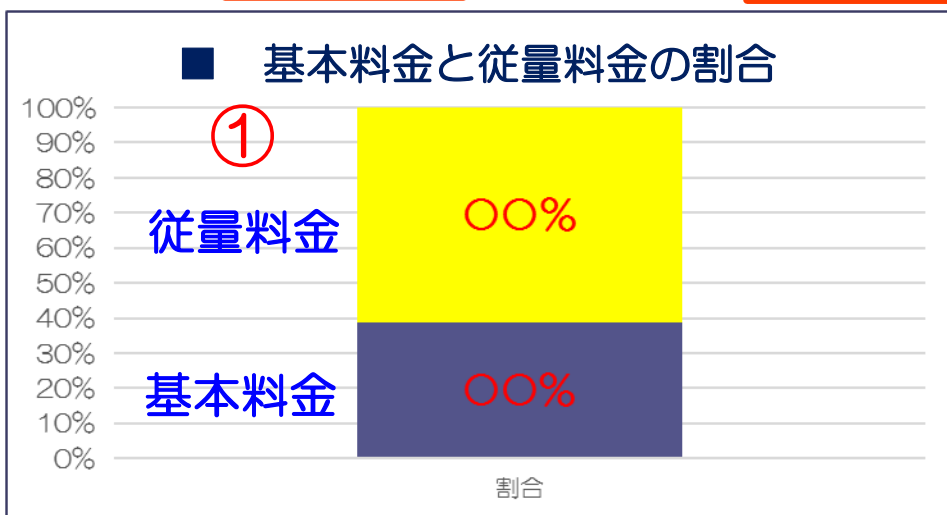
図表 1-19 総括原価の分解と料金体系への配賦



口径	基本料金	従量料金				
		I	II	III	IV	V
		0~10m ³	~20m ³	~50m ³	~100m ³	100m ³ 超
13	0,000円	000円	I+00円	II+00円	III+00円	IV+00円
75	0,000円					

料金（案）試算を行うためには

口径	基本料金	基本水量	従量料金				
			I	II	III	IV	V
			0~10m ³	~20m ³	~50m ³	~100m ³	100m ³ 超
13	0,000円	m ³	⑤				
20	0,000円						
25	0,000円						
40	0,000円		000円	I + 00円	II + 00円	III + 00円	IV + 00円
50	0,000円		④	⑥			
75	0,000円						
100	0,000円						



■ 下記事項を配慮した上での試算が必要

- ① 基本料金と従量料金の割合
- ② 基本水量の設定
- ③ 基本料金の設定
- ④ 水量区画数と逡増料金の設定
- ⑤ 少量利用者への影響度
- ⑥ 大口利用者への影響度
- ⑦ 試算の結果、目標改定水準12%達成度の確認

試算におけるポイント（平成30年度の配水量実績を使用して試算）

ポイント① 基本料金と従量料金の割合・・・改定の影響を最小限に

用途別料金から口径別料金への変更による、一般家庭や企業等への影響を最小限にとどめる料金体系とする。今回改定では、一律の改定率とならない。

特に、少量利用者（φ13mm）と大口利用者（φ75mm）への影響を感度分析しながら試算するものとする。

ポイント② 基本水量の付与量・・・将来の料金体系へ

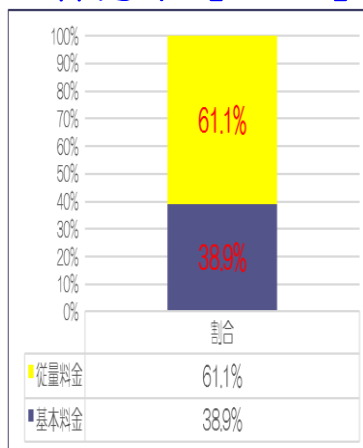
算定要領では、「基本水量の付与なし」を原則としているが、少量利用者への激変緩和措置として、その影響を分析しながら、試算するものとする。

■口径別・1か月当たり平均使用水量 （平成30年度配水実績）

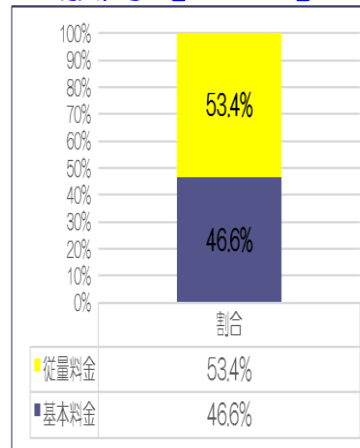
口径	一般用 (m ³)	業務用 (m ³)
13mm	18	9
20mm	23	28
25mm	32	90
40mm	1	286
50mm	46	416
75mm	—	1,097
100mm	—	267

■基本料金と従量料金の割合

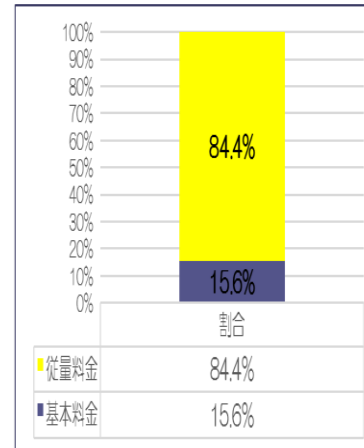
全体分布【4：6】



一般用【5：5】



業務用【2：8】

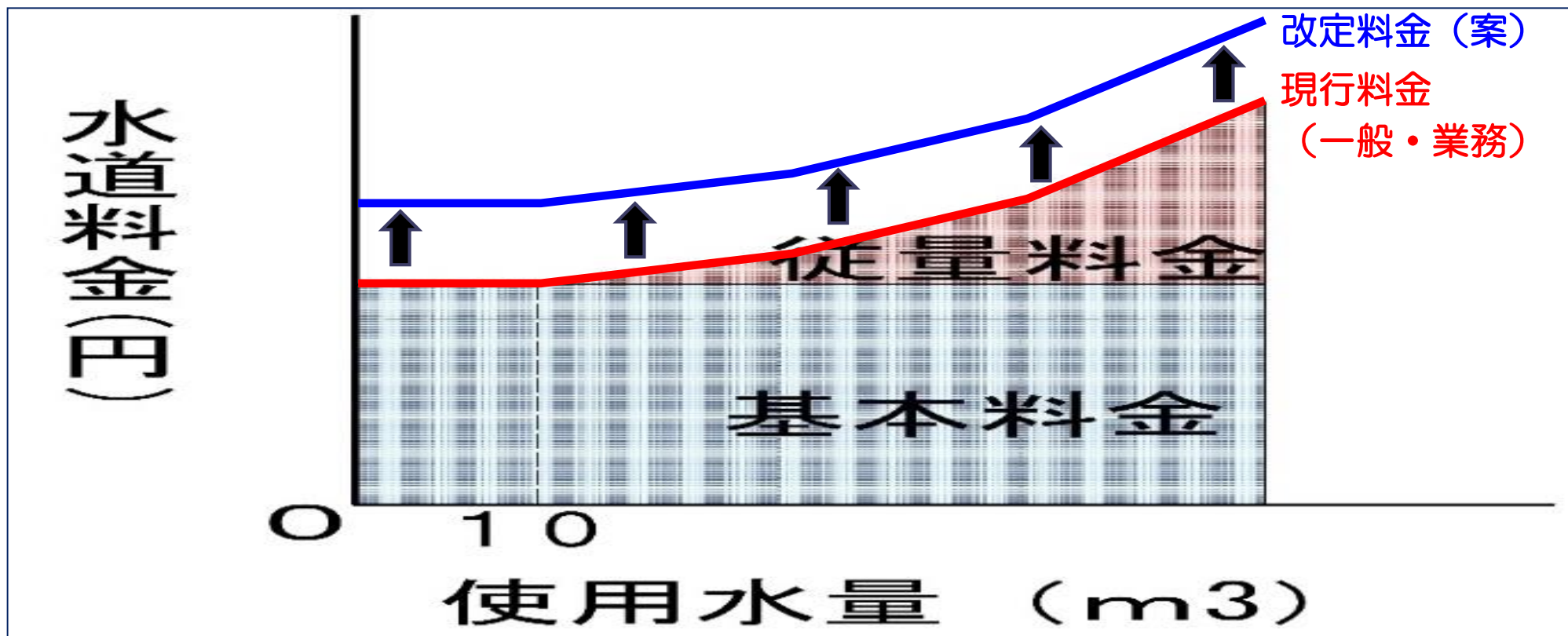


試算ステップ1 【ポイント①試算】

現行料金と改定料金（案）の比較検討

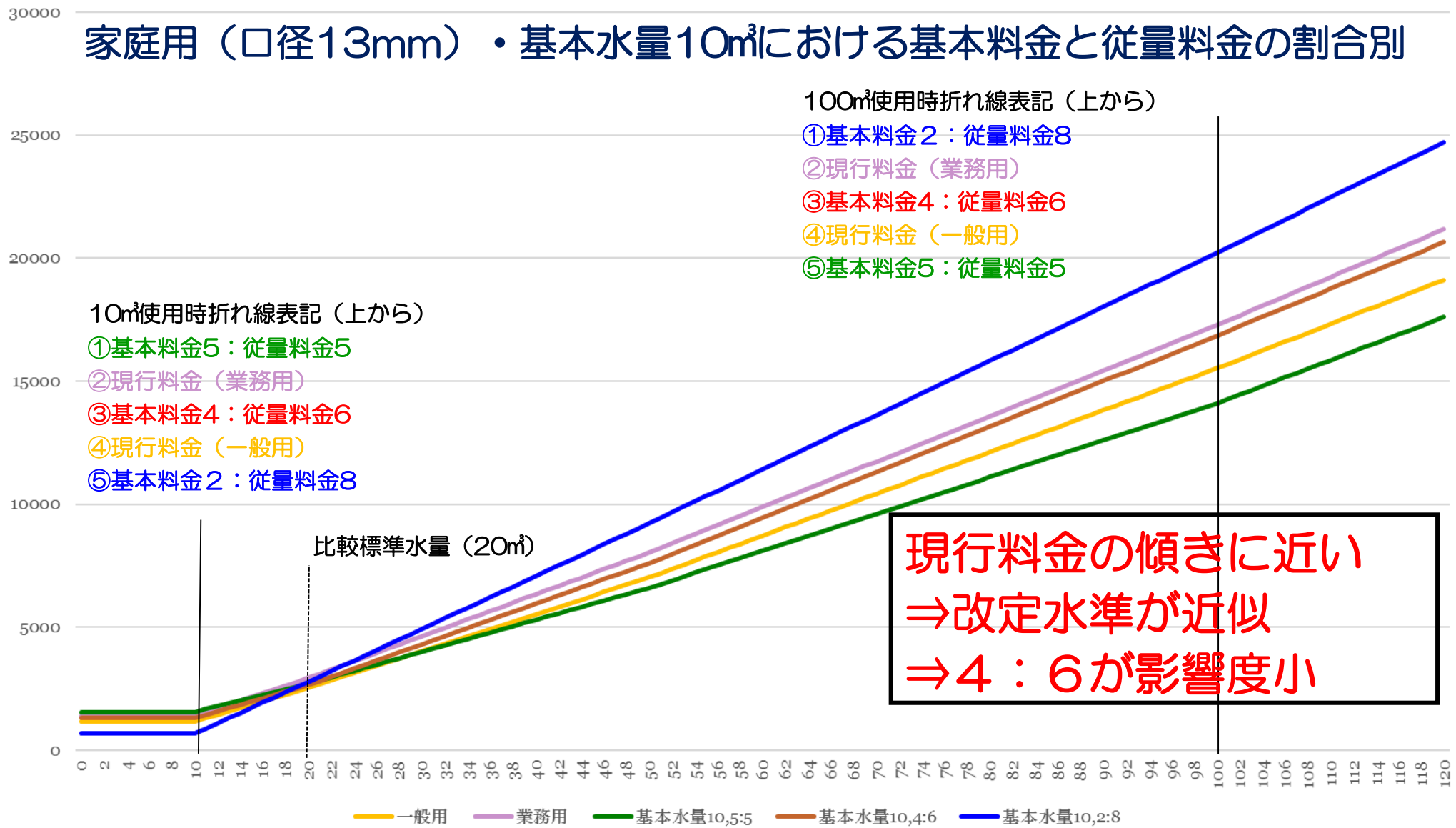
【資料1-①参照】

望ましいグラフ：折れ線が平行に近い程、使用料に係わらず料金改定水準が一定



試算ステップ①結果の分析

家庭用（口径13mm）・基本水量10m³における基本料金と従量料金の割合別



試算ステップ2【ポイント②試算】

■ 基本水量の付与量

⇒ 基本水量を大幅に減らすことは、日常生活に大きく影響を及ぼすことになる。節水意識の高まりもあるが、日常生活の公衆衛生の維持を図るための基本水量とすることが求められる。

上述から、実績水量を分析し、基本水量を設定する。

■ 各使用水量別、累計割合 (%) 調べ

口径	0	~2	~4	~6	~8	~10
Φ13mm	8	19	35	57	78	100
φ20mm	11	21	34	53	75	100

■ 基本水量は、少量利用者への影響が半数を超えない、6m³で試算する。

⇒改定試算（案）の検討

【資料1—②参照】

試算結果のまとめ

試算結果から、

- ① 今回の改定で目標とすべき水準である12%を満足し、各使用者群に影響が少ない**基本料金と従量料金の割合は、4：6**が望ましい。
- ② 将来を見据えた料金体系への移行については、**基本水量6m³**程度とし、段階的な措置が望ましい。

今回の審議事項

- ① 試算結果の確認
 - ② 配慮事項の提案・意見
 - ③ 新たな試算条件の提案
- など、**忌憚のないご意見やご提言をお願いします。**

第3回審議会へ向けて

次回の検討事項（資料送付時点）は、

第2回決定の基本方針を踏まえ、感度分析による精度の向上を行います。